

平塚市耐震改修促進計画改定の概要

1 計画の目的及び改定の趣旨

本市では、平成18年1月に改正された建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）に基づき、平成21年3月に平塚市耐震改修促進計画（以下、「現計画」という。）を策定し、新耐震基準以前に建築された建築物の耐震化を図り、災害に強い安全なまちづくりを進めることを目的とし、建築物の耐震化に取り組んできました。

その間、平成25年11月には改正法が施行され、県の耐震改修促進計画も平成27年3月に改定され、建築物の耐震化対策が強化されました。

こうした動きを受け、国・県の耐震化対策と連携し、建築物の耐震改修の促進に向けて計画的かつ総合的に取り組むため、現計画の改定を行います。

<法改正の概要>

- ・不特定多数・避難弱者が利用する大規模建築物の耐震診断の義務付けと耐震診断結果の報告
- ・避難路沿道の建築物の耐震診断の義務付けと耐震診断結果の報告
- ・区分所有建築物の耐震改修に係る決議要件の緩和
- ・耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建蔽率の特例措置、耐震性に係る表示制度の創設
- ・全ての建築物に対する耐震化の努力義務

2 計画改定の概要

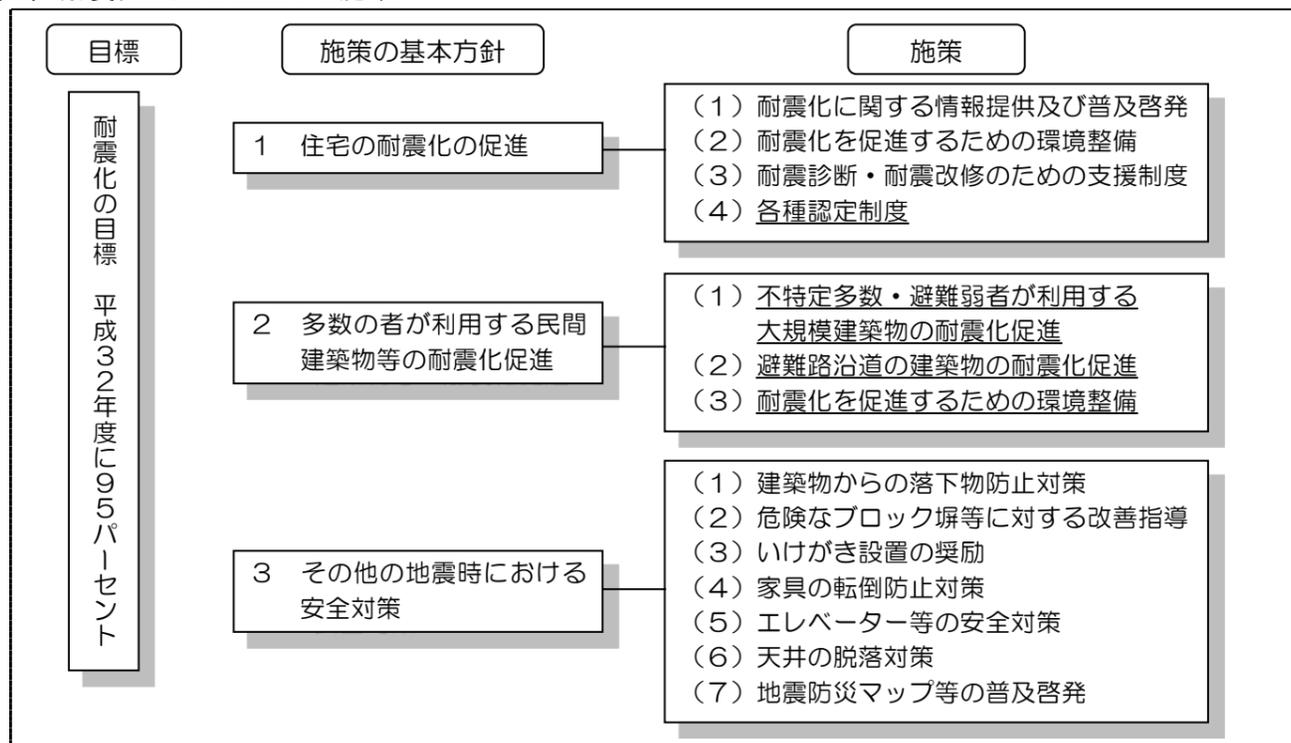
(1) 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とし、法改正などに応じて目標や計画内容の見直しを行います。

(2) 建築物の耐震化の目標

住宅及び多数の者が利用する民間建築物等について、平成32年度における耐震化率の目標を95%以上とします。

(3) 耐震化を進めるための施策



注：下線の項目は改正法の内容を反映する施策です。

◆不特定多数・避難弱者が利用する大規模建築物の耐震化促進

平成25年の法改正では、多数の者が利用する大規模な建築物を「要緊急安全確認大規模建築物」と定め、これらに該当する建築物の所有者等は、平成27年12月末までに耐震診断を実施して、その結果を所管行政庁に報告するよう定めています。

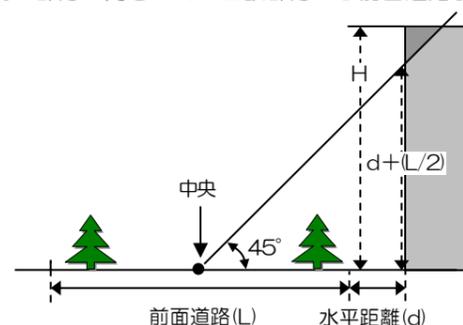
◆避難路沿道の建築物の耐震化促進

本計画では、改正法第6条第3項第1号に基づき耐震診断義務付け路線と第2号に基づき耐震化努力義務路線を指定し、旧耐震基準によって建築された沿道建築物のうち、一定の高さ以上のものについて、耐震化を促進します。

【一定高さ以上の建築物】

①前面道路幅員が12mを超える場合:

建築物の部分の高さH > 当該部分から前面道路までの水平距離d + (前面道路の幅員L÷2)



例：H=10m、L=15m、d=1m

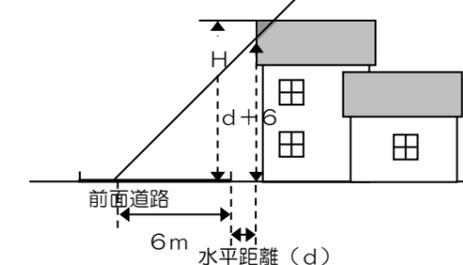
建築物の部分の高さH(例:10m)が、当該部分から前面道路までの水平距離d(例:1m)に前面道路の幅員L(例:15m)の2分の1を加えた高さ(8.5m)を超えているため、この建築物は通行障害既存耐震不適格建築物注1)となる高さをもつ。

注1) 通行障害既存耐震不適格建築物

法第5条第3項第2号に定める、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの。

②前面道路幅員が12m以下の場合:

建築物の部分の高さH > 当該部分から前面道路までの水平距離d + 6m



例：H=8m、d=0.5m

建築物の部分の高さH(例:8m)が、当該部分から前面道路までの水平距離d(例:0.5m)と6mの合計(6.5m)を超えているため、この建築物は通行障害既存耐震不適格建築物となる高さをもつ。

ア 耐震化努力義務路線

本計画では、下記のイに定める以外の緊急輸送道路を、法第6条第3項第2号に基づき、耐震化努力義務路線として位置づけ、新耐震基準以前に建築された建築物で、耐震化努力義務路線に接する一定の高さ以上の建築物は、耐震化に努めるものとしします。

耐震化努力義務路線	区間	緊急輸送道路の位置づけ
平塚市地域防災計画で定める緊急輸送道路で、次号イに定める以外のもの	案55ページ「緊急輸送道路一覧」参照	神奈川県第1次緊急輸送道路及び第2次緊急輸送道路、市指定緊急輸送道路補完道路

イ 耐震診断義務付け路線

本計画では、国道129号を法第6条第3項第1号に基づく耐震診断義務付け路線として位置づけ、新耐震基準以前に建築された建築物の所有者等は、耐震診断義務付け路線に接する一定の高さ以上の建築物について耐震診断を行い、その結果を平成31年3月31日までに、本市に報告しなければなりません。国・県と連携して該当する建築物の耐震化を支援します。

耐震診断義務付け路線	区間	緊急輸送道路の位置づけ
国道129号	本市区間全線	神奈川県第1次緊急輸送道路